



# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

## 汚職防止基本方針

### 目次

1.	目的および適用範囲 .....	2
2.	汚職防止法の順守は絶対条件であり、あらゆる従業員が責任を負う.....	2
3.	「利益」.....	3
4.	公務員への利益の供与.....	3
5.	公務員以外の者に対する利益供与 .....	5
6.	利益の受け入れ.....	9
7.	代理人の選任および監視 .....	11
8.	政治献金.....	12
9.	寄付.....	13
10.	後援.....	13
11.	各国の汚職行為防止法がより厳格な場合 .....	14
12.	コンプライアンス・オフィサーへの報告とその記録 .....	14
13.	質問.....	14
14.	違反の報告および通知を受けた場合の行動 .....	14
15.	発効日 .....	15
	添付書類 1 利益の授受に関する承認要件の概要.....	16
	添付書類 2 警告事項.....	18

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

## 1. 目的および適用範囲

アルヴォス・ビッドコ有限会社、その子会社、アルヴォス・ビッドコ有限会社が直接間接に株式または議決権の過半数を所有する会社（「アルヴォス」）にとって、汚職防止に関する国内外の法規をすべて厳守することは基本原則の一つです。汚職防止に関する法規の目的は、汚職行為を防止して公正な競争を保障することです。アルヴォスが公正な競争を信条とする健全な取引先として評価を受けるためには、汚職防止に関する法規を順守することがきわめて重要です。アルヴォスは、製品やサービスの質と価格によって真摯に競争し、他者に対する不適切な便宜や利益を提供することで適正競争を阻害しません。

汚職防止基本方針（「本方針」）は、2015年6月に発行し、本改訂によりアルヴォスのすべての役員、管理職および一般従業員（「従業員」）に対し直接効力を生じ、拘束力を持ちます。アルヴォスを代表する第三者（代理店、営業担当者、販売店、コンサルタントなど）は、すべての適用法規はもとより、雇用の前提として本方針に従った方法でアルヴォスを代表することに同意しなければなりません。

本方針は、アルヴォスと従業員が常に健全な取引先として評価を受けるためにアルヴォスが策定した汚職防止規則を記載したものです。従業員およびアルヴォスを代表する第三者はすべて、本方針に定める規定か、汚職または贈収賄に関するすべての適用法規のより厳格な方を厳守しなければなりません。

添付書類 1 の表には、利益の授受に関する主な承認要件を記載しています。ただし、これは本方針の詳細な規定あるいは各コンプライアンス・オフィサーが MD とともに策定する各国の実情に合わせたより厳格なルールに取って代わるものではありません。

## 2. 汚職防止法の順守は絶対条件であり、あらゆる従業員が責任を負う

汚職防止に関する各国の適用法規すべてを完全に順守し、全社一丸となってそれらの厳守を徹底することは、無条件に従うべきアルヴォスの方針です。

各従業員は、本方針に定める汚職防止規則だけでなく、汚職防止または贈収賄禁止に関して従業員それぞれの業務に適用されるまたは関連する法律に精通し、それらを厳守しなければなりません。また各従業員は、本方針だけでなく、汚職防止や贈収賄禁止に関する各法規の規程を厳守する責任を個人的に負っています。これに違反した場合、アルヴォスのマネジメントは深刻にその違反を受け止め、その従業員は、法的責任が個人的に問われることとなります。アルヴォスは汚職防止法およびその関連法令の違反を一切許容しません。これは、本基本方針の違反が解雇を含む懲罰、損害賠償請求あるいは当局への告発の対象となることを意味します。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

## 3. 「利益」

本方針において使用する「利益」という用語は、（有形・無形を問わず）価値のあるものすべてを指しており、現金および有価証券（小切手、融資、支払い猶予、債務免除など）、一般には提供されない個人的な割引や値引き、贈答品、文化・スポーツイベントへの招待、特別な待遇、施設や材料、機器の利用、飲食、交通手段、宿泊、将来的な雇用の約束などを含まれますが、これらに限定されません。

## 4. 公務員への利益の供与

公務員の贈収賄はアルヴォスが事業を行うほとんどの国で禁じられているだけでなく、犯罪とみなされています。公務員に賄賂を使った場合、アルヴォスには高額な罰金が科せられ、関係者は刑事訴追の対象となります<sup>1</sup>。

以下に定める場合を除き、いかなる従業員も、自国または外国の公務員（以下に定義）に対し、その公務員の意思決定に影響を及ぼすために、または見返りに便宜を得るために、または過去の便宜に対する報酬を与えるために、直接、間接を問わず利益を提供、約束、供与、そのような行為を許可することもいかなる利益の供与も承認してはなりません。これは、どの時点であっても、またその便宜の合法性や違法性に関係なく適用されます。さらに、アルヴォスの高い評価を守るためには、たとえそれが不正の外観を有していたり、公務員の意思決定に影響を及ぼしたり便宜を得たりすることを意図しているかのような、または、過去の便宜に対する報酬であるかのような印象を与えるだけのことで、公務員に対する利益供与は一切禁止します。

本方針の「公務員」という用語は広い意味で用いられ、次の者も含まれます。

- 政府機関（本方針の趣旨として、「政府機関」は国のまたは地方自治体の機関、つまり国または地方自治体が所有または管理する団体、企業、会社、および国を超えた組織を含む）の役員、職員、代表者、その他政府機関のためにまたは政府機関に代わり公的な資格で活動するその他の者
- 政党、政党の役員もしくは政党内で職位を有する個人、または公職の候補者
- 国家または公共団体のため、あるいはこれらに代わり公的な役職または任務を遂行するその他の者

実際には、公務員、検察官、議員、国公立大学の職員、裁判官、税関職員、入国管理局員、大使、大使館職員、警察などの法執行機関の職員が含まれます（ただし、これらに限定されません）。これらには、国有の発電所の従業員も含まれます。

<sup>1</sup>See for example in Germany: §§ 333, 334 Criminal Code (“Strafgesetzbuch”), in the USA: 15 U.S. Code § 78dd-1, et seq. (the “Foreign Corrupt Practices Act” [FCPA]), specifically, § 78 dd-2(g) and 78 dd-3(e), in China: Article 389 and 393 of the PRC Criminal Law, in Japan: Article 198 of the Penal Code, Poland: Articles 228 – 230a of the Penal Code; Czech Republic: Article 331 of the Criminal Code and Australia: Section 70.2 of the Criminal Code Act 1995”.

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

公務員に対する利益の提供、約束、供与、そのような行為を許可またはいかなる利益の供与を承認することに対する禁止は、公務員の家族、公務員と関係が深い第三者に対する利益供与にも適用されます。

さらに、いわゆる便宜目的の支払いも禁止します。便宜目的の支払いとは、受取人または第三者に現在の職務または任務を遂行させたり、日常業務を早めさせたり、本来やらなければならない日常業務を行なわないように働きかけるために行われる非公式の支払いです。許可証、ライセンス、その他公文書の発行や政府発行書類（ビザや作業指示書など）の処理などの日常業務を実施させるための支払いも含まれます。少額で当然のように予期され、または習慣的に行なわれているものであっても便宜目的の支払いは認められません。

従業員は、利益の全部または一部が公務員への利益の供与や約束のために使用されることを知りつつ（通常人であれば知りえるような場合に）、またはそのように仮定する理由がありながら、仲介役を務める第三者（「代理店」または「コンサルタント」など）に利益を供与してはなりません。よって、代理店やコンサルタントや類似する役割の者に対する支払いはすべて、電信送金か小切手で行ってください（現金は不可）。また、支払い額は、合法的なサービスに通常支払われる金額を超えてはいけません。アルヴォスと取引関係にある代理店やコンサルタントや類似する役割の者はすべて本方針の規定に拘束されるものとします。

2010年英国贈収賄禁止法および米国海外腐敗行為防止法（「FCPA」）の下では、利益の供与が他の国で行われた場合であっても、英国または米国で起訴され、判決が下されることがあります。それも、その違法行為と英国もしくは米国との間に小さな、もしくは間接の関係がある（提供者か受益者の国籍や、電子メールサーバーや電話回線の所在国など）ということだけがその根拠です。

アルヴォスが公務員の贈収賄に関する厳しい規則を確実に守るためには、以下に定める場合を除いて、公務員（またはその近い関係者）に利益を提供、約束、供与する際、担当のコンプライアンス・オフィサーの書面による事前の承認が必要です。たとえば、ある公務員に対する利益供与をコンプライアンス・オフィサーが承認できるのは、その公務員の上司が自己の権限内でその公務員による利益の收受を承諾した場合です<sup>2</sup>。

従業員は、下記のすべてに該当する場合に限り、公務員をビジネス上の会食に招待することができます。

- 打診後、その公務員が招待に応じる許可を得たことが確認された場合、
- 金額が妥当であり、1人あたり50ユーロ（または現地通貨の相当額）以下に抑えられる予定である場合、
- 招待するに正当な目的があり、
- 招待が善意のもとに行われたものであり、現地の商慣習に適している場合、および

---

<sup>2</sup>たとえば、ドイツ刑法第333条第(3)項を参照（「Vorteilsgewährung」）。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

- 通常の状況下でその招待が贈収賄とみなされる可能性がない場合。
- 承認の上限値を超えた場合は、コンプライアンス・オフィサーおよび [Gift & Hospitality SharePoint Site](#) からの電子メールによって承認されている必要があります。

上記要件の順守が少しでも疑わしい場合（特に費用が1人あたり50ユーロを超える場合）、従業員はコンプライアンス・オフィサーの書面による事前の承認を申請・取得する必要があります。

## 5. 公務員以外の者に対する利益供与

公務員への贈賄はほとんどの国において犯罪とみなされますが、商業賄賂、つまり公務員以外の者に対する利益の供与は、さまざまな国においてそれほど厳格でない場合もあります。それでも、アルヴォスが営業する多くの国では商業賄賂も禁じられており、犯罪とみなされますし、本方針でも禁じられています<sup>3</sup>。さらに、UK Bribery Act（英国汚職法）によると、英国外で贈収賄が発生した場合にも犯罪とみなされることが少なくありません。

法域において商業賄賂がどのように限定されているかに関わりなく、アルヴォスは、公正な競争の原則を確実に順守します。公正競争原則には、他者への不適切な利益供与ではなく、製品とサービスの価格と質による競争が含まれます。

従って、以下に定める場合を除き、いかなる従業員も、直接間接に、取引先、取引先候補や（顧客、将来の顧客、サプライヤー、競合他社を含むがこれらに限定しない）、その従業員またはそれらの者との関係が深い者に対し、不適切な形でその職務を遂行させるため、またはそうした行為に報いるために、いかなる利益をも提供、約束、供与、そのような行為を許可、承認してはいけません。さらに、アルヴォスの高い評価を守るために、その職務を不適切な形で遂行させるかまたはそうした行為に報いるものであるとみなされる可能性があるだけでも、利益の供与は禁じられます。

誠実・公平であることの要件として、または信頼される地位に就く者への要件として基準となるような妥当な他者からの期待に反する方法で、その人物が職務を遂行した場合には、その人物は「不適切」に職務を遂行したことになります。

---

<sup>3</sup>in Germany: § 299 Criminal Code (“Strafgesetzbuch”), which explicitly puts commercial bribery in Germany on a par with foreign commercial bribery; in Switzerland: Article 23 Federal Act against Unfair Competition (“Bundesgesetz gegen den unlauteren Wettbewerb”); USA: United States Code, Chapter 18, Section 1952 and State Criminal Codes, Czech Republic: Sections 331 and 332 of the Czech Criminal Code; Poland: Article 296a of the Penal Code; Japan: Article 967 of the Companies Act; China: Article 164 of the PRC Criminal Law and Australia: Section 249B of the New South Wales Crimes Act 1900 and other State Criminal Codes



# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version  
汚職防止基本方針

2019年7月

次のいずれかひとつでも該当する場合、公務員以外の者に対する利益供与は、コンプライアンス・オフィサーの事前の承認が必要です。

- 利益の金額が1人あたり50ユーロ（または現地通貨の相当額）を超える場合、または1年間の同一人物に対する利益の総額が100ユーロ（または現地通貨の相当額）を超える場合
- 不正な事業上の便宜を得るために利益が提供、約束、供与、許可または承認されているように見える場合
- その利益が慣例上明らかに適切でない、現地の慣行に合っていない、または社会的に受け入れられない可能性がある場合

次の場合、公務員以外の者に対する利益は、コンプライアンス・オフィサーの事前の承認がなくても認められます。

- 利益の金額が1人あたり50ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である場合、および1年間の同一人物に対する利益の総額が100ユーロ（または現地通貨の相当額）以下の場合
- 不正な事業上の便宜を得るために利益が提供、約束、供与、許可または承認されているのではない（かつそのように見えない）場合
- その利益が明らかに慣例上適切で、現地の慣行に合っており、社会的に受け入れられる場合

この50ユーロや100ユーロという限度額は、運用上の目安にすぎませんが、個々の状況により、50ユーロ未満の利益でも贈収賄とみなされることがないとは言えません。従って、安全策として、公務員以外の者に利益を供与する場合はその金額を上記の限度額未満にし、利益供与が購買行為に近接していないようすることを推奨します。

会社のロゴ入りの販売促進品（カレンダー、ダイアリー、マウスパッド、マグカップ、ペンなど）は通常、50ユーロ未満で、上記の他の要件も満たしています。従って、特殊な状況ではない限り、通常の販売促進品の提供は許されます。ただし、原則として、同一人物に1年に3回以上販売促進品を提供すべきではありません。透明性を図るために、販売促進品を受取人の自宅に郵送したり、配達したりすべきではありません。

次を条件として、通常のビジネス上の会食への招待は認められます。

- 承認の上限値を超えている場合、食事は業務との関連で明確な目的を有している必要があります。これは、[Gift & Hospitality SharePoint Site](#) および経費精算書に詳しく記載されていなければなりません。
- 会食には明確な業務目的があることが経費精算書に適切に記載されている。
- 会食の費用が妥当である（目安として、1人あたり75ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である）。
- 招待の頻度が妥当である（目安として、年に3回以上同一人物を招待すべきではない）。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

- 招待される側が返礼として同程度のビジネス上の会食を提供できる立場にある（アルヴォスが、招待される側にその見返りとして不適切な便宜供与を促していると思われないようにするため）。
- 招待が現地の慣行に適しており、社会的に受け入れられる。特にその会場が性的または不適切なサービスを提供する可能性のないこと。
- その取引先（取引先候補を含む）との交渉が進行中であるか、交渉と時間的に接着している場合は招待しない（コンプライアンス・オフィサーが事前に書面で承認する場合を除く）。
- 適用される法規に、さらに厳しい規則が定められていない。

例外的に、ビジネス上の会食の費用が 1 人あたり 75 ユーロ（または現地通貨の相当額）を超えることもあります。ビジネス上の会食の費用がこの限度額を超えると従業員が予想する場合またはそのように予想する理由がある場合、アルヴォスのコンプライアンス・オフィサーに書面による事前の承認を申請してください。思いがけなく費用がこの限度額を超えた場合は、会食の後、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに書面で報告し、限度額を守れなかった理由を説明する必要があります。

ビジネス上の会食に招待する場合はその都度、[Gift & Hospitality SharePoint](#) サイトへの登録と経費精算書の作成をしなければなりません。経費精算書には、参加者全員の氏名、参加者が所属する会社の名称、招待の理由、会場および日付、招待の費用および [Gift & Hospitality SharePoint](#) サイトのすべての質問に回答する必要があります。

正当な業務上の目的（取引に関する話し合いなど）が不明確になるため、文化・スポーツイベントへの招待はビジネス上の会食への招待より危険であると考えなければなりません。文化・スポーツイベントへの招待については、取引先（取引先候補を含む）の家族も招待する場合や、アルヴォスの代表者が実際にそのイベントに同行しない場合には、さらに危険度が高まると考えてください。いずれの場合でも、コンプライアンスオフィサーの書面による事前承認が必要です。

次の場合に限り、取引先（取引先候補を含む）を文化・スポーツイベント招待することができます。

- コンプライアンス・オフィサーの書面による事前承認を条件として招待の費用が 1 人あたり 50 ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である（家族も招待する場合は取引先とその家族の総額が 50 ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である）。
- 年に 3 回以上取引先を招待しない。
- 目的であるビジネス会議などの業務上の行事にそのイベントが関連しており、またそのことが偽装でないことが明らかである。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version  
汚職防止基本方針

2019年7月

- その文化・スポーツイベントへの参加自体が限定的な性質のもの（ゴルフやテニスの決勝戦、ハンティング、VIP チケットの購入など）でない。
- 従業員も取引先もイベントに参加している。
- その招待が現地の慣行に適しており、社会的に受け入れられる。

各国ローカルユニットの責任者が上記の規則に基づき利益供与を承認した場合であっても、文化イベントやスポーツイベントに取引先を招待する従業員は、上記規則が順守されていることを説明する個人責任を免れることはありません。

特殊な状況においては例外が認められることもありますが、必ずコンプライアンス・オフィサーの事前承認が必要です。

あらゆる場合において、文化・スポーツイベントへの招待については、正確かつ完全に記録し、[Gift & Hospitality SharePoint](#) サイトへの登録よりコンプライアンスオフィサーに通知されなければなりません。

取引先（取引先候補を含む）またはその従業員の交通費は、アルヴォスではなく招待された取引先（または所属会社）が負担すべきです。そのような費用を引き受けたり払い戻したりすると、アルヴォスが不正な業務上の便宜を得ようとしたとみなされる可能性が高くなります。例外もあり得ますが、必ずコンプライアンス・オフィサーの書面による事前承認を得てください。

取引先（取引先候補を含む）との交渉が進行中であるか予定されている、あるいは時間的に接着している場合に利益を供与することは、金額を問わず決して認められません。ただし、コンプライアンス・オフィサーから事前に明確な許可を得ている場合は例外とします。

現金または有価証券（小切手、融資、支払い猶予、債務免除など）による利益の供与や、性的または不道徳な性質を持つ利益の供与は決して許可されません。

いずれの従業員も、ある人物に職務を不適切な形で遂行させるために、またはその報酬として、利益のすべてまたは一部が利益供与またはその約束のために使用されることを「知って」いながら、仲介を務める第三者（例として「代理店」または「コンサルタント」）に利益を提供することはできません。「知って」という言葉には、その人物に職務を不適切に実行させるために、またはその報酬として、その第三者が利益を供与し得る状況やあるいはそれが単に可能であるような状況に対して、知りえた場合、「故意に目をつぶること」または「わざと気づかないふり」をする事態も含まれます。



# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

## 6. 利益の收受

アルヴォスの従業員が利益を求めたり受け入れたりすることで、不適切な決定や行為を引き受けるかその報酬を受け取るかもしれないという印象を与えた場合、アルヴォスの公正な取引上の地位は損なわれ評価も傷つきます。

従って、以下に定める場合を除き、いかなる従業員も、直接間接に、職務を利用して自己のためまたは自己の関係者のために、他者（アルヴォスのサプライヤー、顧客または競合他社を含むがそれらに限定しない）に対し利益供与を勧誘、依頼、要求したり、他者から利益を收受したり、その約束を受けたりしてはなりません。

また、各従業員は、利益供与を勧誘、依頼、要求、または收受、約束を受けているかのように見える行動を避けなければなりません。

次の場合に限り、従業員は利益を收受することができます。

- 利益の金額が 50 ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である場合および 1 年間の同一人物または同一企業からの利益の総額が 100 ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である。
- 従業員の職務の不適切な遂行の報酬として、提供者から利益が供与されるのではない（かつそのように見えない）。
- 提供者が従業員に不適切な職務の遂行を促そうとしているのではない（かつ促しているように見えない）。  
（特に、取引先（取引先候補を含む）との交渉が進行中か予定されている場合に利益が供与されているのではない。）
- 利益が慣例上相応しく、現地の慣行に適しており、社会的に受け入れられる。
- 收受することが適用される法規に適合している。

従業員は、上記の 50 ユーロもしくは 100 ユーロ（または現地通貨の相当額）を超える利益、または上記のほかの要件を満たさない利益については、断るか返金しなければなりません。断ったり、返金したりすると提供者を侮辱したり、困らせたりする可能性がある場合や、それ自体が不可能な場合、また、他の理由で社会的に受け入れられない場合、従業員は利益を受け入れてもかまいませんが、速やかにアルヴォスのコンプライアンス・オフィサーにそのことを報告しなければなりません。それを受け、コンプライアンス・オフィサーは、従業員が利益を保持してよいかどうか、もしくは利益をどのように処分するか（供与された利益を慈善事業に寄付するなど）を決定します。

次の場合、従業員は、通常のビジネス上の会食への招待を受け入れることができます。

- その会食には明確な業務目的がある。
- 会食の費用が妥当である（目安として、1 人あたり 75 ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である）。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

- 招待の頻度が妥当である（目安として、年に3回以上同一人物または同一企業から招待を受けるべきではない）。
- 従業員が返礼として同程度のビジネス上の会食を提供できる立場にある（従業員が招待の見返りとして不適切な職務の遂行を促されているとみなされないようにするため）。
- 招待が現地の慣行に適しており、社会的に受け入れられる。特にその会場が性的なサービスを提供する可能性のないこと。
- 招待が適用される法規に適合している。

費用が1人あたり75ユーロ（または現地通貨の相当額）を超えることが会食中にわかった場合、招待者に対し費用の分担を真剣に申し出ることが従業員には期待されます。アルヴォスの汚職防止基本方針の規則を挙げて、費用分担の申し出が正当であることを説明してください。

取引先（取引先候補を含む）との交渉が進行中であるか予定されている場合、ビジネス上の会食への招待を受け入れるべきではありません。

さらに、文化イベントやスポーツイベントへの招待を受け入れることも控えるべきです。家族も招待されている場合は、業務目的に疑いがかたれ易いためなおさらです。例外として、次の場合、文化・スポーツイベントへの招待を受け入れることができます。

- 招待の費用が1人あたり50ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である（家族も招待される場合、従業員と家族の費用総額が50ユーロ（または現地通貨の相当額）以下である）。
- 従業員が同一人物または同一企業から年に2回以上招待されていない。
- 利益承認要求フォーム（添付書類3）または会社が承認するその他の利益供与を記録する手段によりコンプライアンスオフィサーの書面による事前承認を得る。
- 正当な目的であるビジネス会議または業務上の行事にそのイベントが関連しており、またそのことが偽装でないことが明らかである。
- その文化・スポーツイベントへの参加自体が限定的な性質のもの（ゴルフやテニスの決勝戦、ハンティング、VIPチケットの購入など）でない。
- 従業員も取引先もイベントに参加している。
- 招待が現地の慣行に適しており、社会的に受け入れられる。
- 不正な事業上の便宜を期待して招待しているようにみなされない（特に交渉が進行中であるか予定されている、あるいは時間的に接合している場合には招待を受けない）。
- 招待が適用される法規に完全に適合している。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

- 招待の費用が1人あたり50ユーロ（または現地通貨の相当額）を超える場合や、上記の他の要件が満たされているかどうか疑わしい場合、招待を受け入れる前にコンプライアンス・オフィサーの事前承認を得なければなりません。そして、翌営業日に、承認申請書に記入し（別紙3）、コンプライアンスオフィサーに送付してください。

従業員の出張の交通費および宿泊費は、関連出張ガイドラインに基づき必ずアルヴォスが負担するものとします。これは、従業員が招待される文化イベントやスポーツイベントに行くための費用（イベント会場への交通費、イベントのための宿泊費、イベント関連で直接提供されるのではない食事の費用など）にも適用されます。

取引先から「社内」宿泊施設が提供される場合、従業員は、適正な市場価格を見極めたうえで取引先に適切な宿泊料金を支払い、経費精算書により払い戻し手続きを行います。そうすることが取引先を侮辱したり、困らせたりする可能性がある場合や、その他の理由で不可能な場合、従業員は速やかにアルヴォスのコンプライアンス・オフィサーに報告しなければなりません。それを受け、コンプライアンス・オフィサーが必要な措置を決定します。

利益を収受する場合は必ず、次の事項が適用されます。

- 1) 本方針に記載される規則よりその国の汚職防止法の方が厳格な場合は特に、必ず各国の汚職防止法を厳守してください。
- 2) アルヴォスのサプライヤー、顧客、その他の取引先から提供される割引やその他の販促サービスがアルヴォスの全従業員に提供される場合に限り、従業員はそれを利用することができます。
- 3) コンプライアンス・オフィサーから事前に明確な許可がない限り、取引先（取引先候補を含む）との交渉が進行中であるか予定されている、あるいは時間的に接着している場合は、金額を問わず、利益を収受することはできません。ビジネス上の会食への招待については、その招待が上記の要件を満たすことを前提として、この厳しい原則の例外が適用されます。

## 7. 代理人の選任および監視

アルヴォスの代理人（アルヴォスを代表して行動するエージェント、販売店、販売代理店、コンサルタントなど）（「代理人」）は、本方針や適用法規すべてに適合した方法でアルヴォスを代表しなければなりません。

代理人との契約書にはすべて、次の事項に関する代理人の書面での確認を記載する必要があります。

- 代理人が汚職防止基本方針を1部受け取っていること。
- 代理人が本方針および汚職防止に関して適用される法規すべてを順守すること。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

- 代理人がこの義務に違反した場合、アルヴォスはそのことを理由に契約を解除する権利を有すること。
- アルヴォスはこの順守状況を監視・監査する権利を有すること。

代理人を選任する前に、担当する従業員は、代理人（代理人候補を含む）に法的・倫理的な商慣行を順守する姿勢があることを見極めるために、デューデリジエンス（適正評価）を行う必要があります。これらの要件を遵守するために、ARVOSは「取引先に関する基本方針」を制定しました。これは、場合によっては、第三者の適正評価を実施することを義務付けています。このような第三者による適正評価が必要な場合はコンプライアンス・オフィサーに相談するとともに「取引先に関する基本方針」の要求事項も確認するようにしてください。客観的第三者の視点から、違法なまたは倫理に反する行いの可能性があるとわずかでも懸念される行動が代理人（代理人候補を含む）にみられる場合はアルヴォスの適正な取引先として不適格とみなします。

代理人（代理人候補を含む）の選任プロセスと後の監視プロセスを円滑に進めるために、「警戒事項」リストを添付書類 2に記載しています。警戒事項の一つでも当てはまる場合、その相手との取引関係の締結または継続に関し、各従業員に警告しなければなりません。その場合、従業員は、その相手がアルヴォスの取引先に関する基本方針に基づく代理人の健全性要件を満たしていることを確認するためにさらに詳しい調査を行うべきです。もし、危険信号が見受けられた場合、当該代理人を使用する前にコンプライアンス・オフィサーに相談してください。

**すべての代理人は、エンゲージメントの前に *Business Partner SharePoint* サイトで承認されなければなりません。コンプライアンス・オフィサーと協力して、この手続きが完了したことを確認してください。**

## 8. 政治献金

政治献金とは、政治的な目的を支援するために資金を寄付することです。政治献金の例として、地元、地域または全国的な政治資金調達活動への賛同、政党または公職候補者に対する物品またはサービスの提供、就業時間中に政治的集団の活動に従事した従業員への賃金の支払い、選挙運動に関わる費用の支払いをあげることができます。

多くの国において、企業による政治献金は法律違反であり、濫用にあたります。従って、アルヴォスによる、またはアルヴォスを代表して行われる政治献金については、それぞれ、事前に少なくともアルヴォスのエグゼクティブボードの書面による承認を得なければなりません。

いかなる従業員に対しても、いかなる方法でも、個人的に政治献金をするよう、あるいは政党または個々の公職候補者の支援に参加するよう、直接間接に圧力をかけてはなりません。また、従業員は、個人的に政治献金を行う場合には、いかなる形でもアルヴォスを代表して行っているものでないことを徹底しなければなりません。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version  
汚職防止基本方針

2019年7月

## 9. 寄付

寄付とは、教育、科学、環境、文化または社会的な目的のために、第三者に対して自発的に無償で行う金銭または現物による貢献のことです（よって、アルヴォスが寄付を行う場合には見返りとして支払いや物を受け取りません）。

誤りを避けるために付け加えると、各寄付は下記の要件に適合しなければなりません。

- 寄付は、明確かつ見える形で行なわれなければならない。特に、受取人の本人情報と寄付金の使途が明確かつ適切であり、その目的が正当でなければならない。受取人の本人情報と寄付金の使途と目的を適切に文書化しなければならない。
- アルヴォスの競争上の不適切な優位性を獲得する目的、または不正な目的で寄付を行ってはならない。
- 政治的目的や宗教的目的（政治家、政党、教会、聖職者への寄付など）で寄付を行ってはならない。
- 個人または営利組織に寄付を行ってはならない。
- 個人口座に寄付金を送金してはならない。
- あらゆる寄付は、アルヴォスの各ビジネスユニットの責任者の承認が必要である。
- 100 ユーロを超える寄付はすべて、コンプライアンス・オフィサーに報告する必要がある。
- 同一受取人に対する 10,000 ユーロを超える寄付には、まず、ディビジョン・プレジデントの承認を得たうえでエグゼクティブボードの承認が必要である。

寄付を行う際は、各国の法規の適用範囲において税控除が受けられる形式で（寄付金の領収書を受け取るなど）行う必要がある。

## 10. 後援

後援活動とはアルヴォスのロゴマークの表示、アルヴォスのブランドの宣伝、開会または閉会の辞やウェブサイトにおけるアルヴォスへの言及、討論会における講演者としての参加、またはイベントのチケットを見返りとして、第三者やスポーツチームが開催するイベントに対し、アルヴォスが金銭または現物での貢献をすることです。

あらゆる後援活動は次の要件を満たす必要があります。

- 法務の確認を得た後援契約の書面での締結が必須である。契約書には、受取人の名称および所在地、銀行明細、正確な寄付金額、資金提供の対象となるイベント、アルヴォスが見返りとして受け取る対価を記載する必要がある。



# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version  
汚職防止基本方針

2019年7月

- その後援を行うに当たり、正当で適切な事業目的があることを証明する必要がある。アルヴォスの競争上の不適切な優位性を確保するために後援を行うことはできない。
- アルヴォスが提供する資金と、アルヴォスが見返りとして受け取る対価とのバランスが取れていなければならない。
- 後援者として資金を提供する場合はその都度、アルヴォスの各ビジネスユニットの責任者の承認が必要である。
- 1,000ユーロを超える後援者としての資金提供はすべて、コンプライアンス・オフィサーに報告する必要がある。
- 同一受取人に対する10,000ユーロを超える後援者としての資金提供には、まず、ディビジョン・プレジデントの承認を得たうえでエグゼクティブボードの承認が必要である。

## 11. 各国の汚職行為防止法がより厳格な場合

あらゆる従業員は常に、汚職行為防止および贈収賄禁止に関して適用される法規を十分に理解しておく義務を負っています。ある国の汚職行為防止または贈収賄禁止に関する適用法規の方が本方針より厳格な場合、より厳格な方の法規が適用されます。本方針の方が厳格な場合は本方針を適用します。

## 12. コンプライアンス・オフィサーへの報告とその記録

本方針に基づくコンプライアンス・オフィサー宛の承認の申請や届出には、(i) 授受利益の種類、(ii) 推定金額、(iii) 提供者または受取人の氏名および身分、(iv) 提供者または受取人の会社名、(v) 従業員と提供者または受取人との関係、(vi) 受領または処分した日時および場所、(vii) 利益供与の受益者が現在または過去の顧客であるかどうか、そして進行中または最近の応札等との時間的近接性を必ず記載してください。

コンプライアンス・オフィサーは、本方針に基づく申請につき同意や承認を与えた場合はすぐに決定した理由とともにその旨を記録し、自己のファイルに保管するものとします。

## 13. 質問

本方針に関して質問がある場合は、従業員はアルヴォスのコンプライアンス・オフィサーに尋ねてください。

## 14. 違反の報告および通知を受けた場合の行動

従業員が、本方針または汚職行為防止もしくは贈収賄禁止に関して適用される法規の違反があることを知った場合、あるいは違反があると信じるに足る妥当な理由がある場合は、アルヴォスのコンプライアンス・オフィサーに直接、またはインターネット経由のアルヴォス内部告発制度を用いて通報するよう推奨します。

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version

汚職防止基本方針

2019年7月

善意で報告を行う従業員が要請した場合、その個人を特定する情報は秘密情報として取り扱われます。アルヴォスは、善意で違反の疑いを報告した者に対する報復を許しません。

違反の疑いが報告された場合は、全件速やかに調査します。違反が確認された場合、コンプライアンス・オフィサーに相談したうえで、該当する従業員に対する適切な是正措置を講じることはその上司の責任です。

## 15. 発効日

本方針は 2015 年 3 月 6 日に発効され、本方針は 2019 年 7 月に改訂され、役員、従業員の全てに適用されます。

ハイデルベルク、2019 年 7 月 2 日

ルドガー・ホイベルク

カーステン・スタクラース

デイヴィッド・ブリッケンリッジ

マティアス・モートナー

# アルヴォス方針

LJUNGSTRÖM Version  
汚職防止基本方針

2019年7月

## 添付書類 2 警告事項

取引先（取引先候補を含む）が下記事項に該当する場合、各従業員は十分注意してください。

- アルヴォスの汚職防止基本方針に拘束されること、および汚職行為防止の適用される法規を順守していることの確認を行わない。
- 汚職行為および贈収賄が多いとされる国（トランスパレンシー・インターナショナルが“www.transparency.org”で公表する TI 世界汚職認識指数に基づき）に所在している。
- 長年にわたり、汚職行為問題がある業界で仕事をしている。
- トップが公務員またはその関係者である。
- 所有者を開示しながらない場合や提供された文書に代表者または代理人の真の身分証明が明記されていない。
- 過剰な請求を行う。虚偽の請求書を発行する。間違った受取人に対する支払いを記録している。提出された支払明細の口座が適切ではない。
- 記録されていない口座への支払いを要請する。または不適切な支払いを隠蔽するために使用できる雑口座を保有している。
- 不完全または不正確な情報が記載された出張報告書や費用明細書を提出する。
- 監査または証明書の更新を拒否する。
- 公務員もしくは、取引先の「上層部にコネを持つ」という人物により推薦された。
- アルヴォスを支援するための責務を果たす取引先として適格であるとは思われない。
- 提供したサービスに対し通常支払われる仲介料や手数料に相応しくない報酬を要求する。
- 異なる国において、異なる者に対し、もしくは現金または追跡不能な資金で手数料を支払うよう要求する。
- アルヴォスの事業を進めるために、有能なスタッフを使い時間を費やすのではなく、政治家や政府関係者とのコネに大きく依存している。
- 市場戦略の策定や実行、またはアルヴォスのために実施した活動の文書化を拒否する、またはその能力がない。
- 取引条件を明記した契約書に汚職行為防止対策を盛り込むことを受け入れようとしない。
- 代表者を秘密にしておいてほしいと依頼する。または、
- 他の外国企業との関係において問題がある、または過去に問題があった。